

# 請求書・口座振替依頼書への 押印の省略について

令和4年1月1日から、いわき市水道局からの支払いに関する請求書、口座振替依頼書への押印を省略できるようになります。

## 1 押印を省略できる書類

- (1)いわき市水道局指定の納品兼請求書、その他のいわき市水道局からの支払いに関する請求書
- (2)請求に関する委任状
- (3)口座振替依頼書（債権者登録申請書）

※法令、規則等により押印を求められているものを除きます。

※契約書・請書・見積書は、引き続き押印が必要です。

## 2 押印を省略する場合

押印を省略する場合は、請求書等に「本件責任者および担当者の氏名、連絡先（電話番号等）」を明記してください。（「記載例」を参照ください。）

※請求書等の内容確認のため、記載していただいた連絡先には、必要に応じて局の担当者から連絡させていただく場合があります。

## 3 適用年月日

請求書等への押印省略は令和4年1月1日以降に発行される請求書等から対象となります。

※押印省略の実施にあたり、取扱いの詳細をQ&Aとしてまとめましたので、併せてご確認ください。



【お問い合わせ先】

いわき市水道局

経営戦略課 財務係（電話 0246-22-9313）